

私がANU法学部での経験から得たこと

東京大学法学部2021年卒業

水野 拳徳

※ 私の留学体験記は、オーストラリア国立大学の欄のうち「2018-19留学学生3名」というファイルの最下段に掲載されています。そちらには留学の動機等をより詳細に記載しましたので、併せてご覧ください。

なお、以下で言及する大学対抗交渉コンペティションは、「LAWS4266 International Arbitration and Negotiation Moot Competition in Japan」という授業科目に対応します。

1 ANU法学部 (College of Law) で経験したこと

私がANUでの交換留学中に、ANU法学部との関係で経験したことは、主に①国際人権法の履修、②法学部1年生(留学生)向けのイベントへの参加、③大学対抗交渉コンペティション(INC)のチーム・オーストラリアへの参加、である。

①については、東大法学部で国際法を履修し興味をもったことに加え、当時は難民・移民問題に関する課外活動にも取り組んでおり国際的な人権問題にも関心を抱いていたことから、履修した。授業は、3時間のコマのうち前半で講義を受け、後半で全体ディスカッションを行うものであった。評価方法は、授業への出席及び発言、少人数でのプレゼン、期末レポートであった。東大法学部の講義と演習の複合的な形態で、演習のように密な人間関係はなかった。学生の発言は積極的だが、東大法学部の演習と大差は感じられなかった。国際人権法は、成績が重視される主要科目の履修を既に終えた学生が取る応用科目であるため、東大法学部と比較した場合におけるANUひいてはオーストラリアの法学部ならではの特色はあまり際立たない科目であったと思われる。

②については、ANU法学部の国際化担当教員(法哲学)の企画により、最高裁判所見学や判例講読会などを行った。担当教員と仲良くなり、親密に話す中で、特に判例法と制定法の考え方の異同を肌で感じる事ができた。また、ANUで法学を学び始めたばかりの留学1年生と交流することで、彼らの学修の様子を垣間見ることができた。

③については、私は留学の前年に同じINCに東大チームの英語班長として出場し、交渉の部ではチーム・オーストラリアを相手に戦った。私は、その時のチーム・オーストラリアのプロフェッショナルな立ち回りや所作に感銘を受けた。その後、留学を始めてからチーム・オーストラリアのメンバーが募集されていることを知り、もしかすると自分もチーム・オーストラリアの一員となってその交渉術を学ぶことができるかもしれないと考えたため、応募した。私は

幸いにも受け入れていただき、Carol Lawson先生やアラムナイの方々によるご指導の下、オーストラリア国内の各地の名門大学から集まった現地の学生と協力してINCの準備を行い、本番を戦った。これもオーストラリア国内法とは関係のない科目であり、交渉理論の学修およびこれに基づいた実践練習を、オンライン／合宿形式の併用で行った。

2 ANU法学部で経験しなかったこと

他方、私は交換留学中、オーストラリア国内法の授業を履修することはなかった。私は当時から法曹志望であったところ、当時は未だ日本の基本六法すら学修が進んでおらず理解がおぼつかなかった。その中でオーストラリア法を学ぼうとしても十分に理解できないだろうし、かえって法体系の違いから混乱するおそれがあると考えた。またそもそも、私の交換留学の主目的は法学以外の諸分野の学び直しにあったため、法学については、法体系の影響が小さい分野で関心のあったもののみ履修する計画であった。

したがって、私はANUの法学部生と共にオーストラリア国内法の授業を受けるという一般的な法学部への留学経験は有しておらず、上記のように変則的な経験をしたにとどまるが、その限度での感想を以下で述べたい。

3 所感

(1) ANU法学部の学生の様子から学んだこと

授業外にキャンパス内でANU法学部生の様子を見たり彼らと話したりしていると、彼らは第一に授業の課題に対して懸命に取り組んでいるようであった。皆、教科書を中心に判例を読み込む勉強スタイルをとっており、予備校教材のようなものを利用している学生は見かけなかった（後で聞くとところによると、オーストラリアでは司法試験について予備校ビジネスは発達していないようである）。オーストラリアでは司法試験がない代わりに大学での成績が重視される分、法学部の授業に対する熱量が東大法学部生と違うという印象を受けた。無論、東大法学部でも授業に熱心に取り組む学生は多く存在するとはいえ、法曹養成制度の違いから、どうしてもこのような差は生じるのだろうと感じた。どちらが正しいということはないと思うが、制度的差異を反映して異なる勉強スタイルがあることを認識した。このことから、帰国後も、日本の法学生の間で支持されている勉強方法が唯一解というわけではないと常に意識するようになり、法曹を目指し勉強する上で心理的な余裕をもたらした。

また、ANUの法学部では（オーストラリアや英米諸国一般にいえることかもしれないが）、他のもう1つの分野と並行して学士号の取得を目指すFlexible Double Degreeを行っている学生が多いほか、あるいは学部で別分野を専攻してから大学院のJ.D.課程で法学を勉強し

ているという学生も存在した。例えば、私が留学中に住んでいた寮にいた現地の学部1年生の友人は、法学と数学のDouble Degreeを行っており、極めて聡明で、一緒に話していて感銘を受けた。彼との会話から、法学と数学の論理性における共通性や、厳密性や価値中立／相対性における相違等に気付かされた。ここから、数学にも興味の幅が広がったほか、法学を全く異なる視点から相対的に見つめ直す契機となり、学問全体への関心が高まった。東大では法学部にいながら政治学もダブルメジャーまたはマイナーのように学修できるものの、他の分野と同様に掛け合わせることは制度上難しいと思われる。その代替は教養学部前期課程の存在であると思うが、法学以外でもう一つの学位を取得できるほど深く勉強することは難しい。私は、前期課程では思考の軸が未発達で十分に学修が深まらず、教養学部時代の補完のために留学した側面が大きい。そのため、法学と全く異なる分野でDouble Degreeを行い思考の軸を2本持っている学生に出会ったことは、刺激的な経験となった。ANUまたはオーストラリア以外の国への留学でも当てはまるかもしれないが、法学や政治学以外の全く異なる分野も修める法学生と交流することは、視野を広げる上で極めて有益かつ貴重であると考えられる。この経験は、まだ可塑性の高い学部生のうちにしておくべきであると思う。

(2) ANUに交換留学して法学部の授業を履修したい東大法学部生への助言

私は、留学を通じて、本来、特に実定法に関して留学先の授業内容を十分に理解するには、まず日本法を理解していることが必要であると感じている。日本人が海外の法学部や法科大学院に留学するのは法曹実務や研究経験を数年積んでからであることが多いのは、この点で合理的であると思う。したがって、学部時代に海外の法学部に留学することは、実定法の学修効果という意味ではあまり多くを期待することはできないと考えている。

しかし、早い段階で海外の法学体系や法学部・法学生事情を見聞しておくことは、その後の学修において視野を広くもつことに資すると思う。また、法学部での履修に限らず、早いうちに海外留学をすることは、視野を広げ人生観を豊かにしてくれるため、是非とも推奨されるべきであると思う。

そこで、せっかく法学部生が留学するのであれば、留学先の法学部の授業も履修することを勧めたい。そして、ANUに留学するのであれば、オーストラリア国内法の1年生向けの授業を何か1つは履修するのがよいのではないかと思う。これをしなかったことは、私の心残りである。そのような授業は、学生が最も力を入れて履修するであろうから、オーストラリアの法学部生の様子を最もよく知ることができるであろうし、現地の法学部生と知り合う機会も最も多いと思われる。具体的には、おそらく、まず導入講義である「Foundations of

Australian Law」を履修するとよいのではないか。そして、余力があり、かつ同分野の日本法を一定程度理解しているならば、個別の基本法の授業も履修するとよいだろうと思う。

もちろん、英語で学ぶという目的から、私のように法域の差異が小さな国際関係法を履修するのも選択肢の一つであると思う。ただ、いずれにせよ、こと実定法に関しては、日本法の理解をある程度深めてから留学先の授業を履修の方が効果的であると考えます。

また、ANU法学部への留学は、INCに代表されるように、日本とオーストラリアを結びつけて学びやすいという点が特筆されるように思う。INCについては、ANUは従前からアジア研究において強みを有していることもあり、チーム・オーストラリアが結成され、ANUがその中核となっているものと思われる。現に私は、INCにチーム・オーストラリアからも出場したことで、チーム・オーストラリアのメンバーとのつながりを得、彼らの一部は日本で弁護士として活動しており、今も交流が続いている。今後も、私はANUとのつながりを中心として、日豪の法律家の交流に貢献したいと考えている。ANUへの留学は、このような日豪交流に関心のある法学生には、特に勧めたい。

以上